

諮問日：令和元年9月24日（令和元年度（情）諮問第21号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（情）答申第4号）

件名：福岡高等裁判所において，裁判所での決定謄本の受け取りを拒絶する根拠等の不開示判断（不存在等）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し，福岡高等裁判所長官が，別紙記載1及び4の各文書については作成し又は取得していないとして，別紙記載2及び3の各文書については司法行政文書の開示手続の対象とならないとして，それぞれ不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，福岡高等裁判所長官が令和元年8月5日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

作成又は取得していないこと及び司法行政文書開示手続の対象とはならないことにより不開示とすることが可能であれば，国民の情報公開による知る権利を侵害することができることとなり，また，法的根拠がなく公務員が業務を遂行することが公務員の職権乱用に該当する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書については，当事者等が裁判所での決定謄本の受け取りが可能であるにもかかわらず裁判所での受け取りを拒絶する根拠が記載された文書の開示を求めるものと解されるところ，裁判所書記官は，その所属する事件について出頭した者に対して，自ら送達することができるとされており（民事

訴訟法100条参照), 裁判所に出頭した当事者等に決定謄本を送達するか否かは裁判所書記官の裁量事項であって, このような文書は存在しない。

2 別紙記載2の文書については, 民事訴訟法243条等に記載がある。また, 別紙記載3の文書については, 民事訴訟法261条等に記載がある。これらのことから, 上記の各申出に係る文書として, いずれも民事訴訟法が考えられるところ, 法令は取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず, 司法行政文書開示手続の対象とはならない。

3 別紙記載4の文書については, 福岡高等裁判所内を探索したが, 苦情申出人が求める司法行政文書は存在しなかった。

なお, 裁判所法82条は, 「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は, 第八十条の監督権によりこれを処分する。」とのみ定め, 裁判所に不服の申立てに対する応答義務を課しているものではなく, 福岡高等裁判所が, 苦情申出人が求めるような法的根拠を記載した司法行政文書を作成又は取得していないことに不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は, 本件諮問について, 以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和元年9月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年1月24日 | 審議 |
| ④ | 同年6月19日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月17日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 別紙記載1の文書について

別紙記載1の文書については, 当事者等は出頭した裁判所において裁判所書記官から決定謄本の交付送達を受けることができるはずであるのに, 裁判所書記官がこれを拒絶できる根拠が記載された文書の開示を求める趣旨のものと解

される。

民事訴訟法は、訴訟書類の送達の方法として、郵便送達又は執行官送達（同法99条）、裁判所書記官自らが行う交付送達（同法100条）、書留郵便等に付する送達（同法107条）等の複数の方法を規定している。この点につき、民事訴訟法98条2項が、「送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う」と規定していることに照らせば、上記のうちいずれの送達の方法によるべきかは、公示送達（同法110条）の場合を除き、送達の手務を取り扱う裁判所書記官が合理的な裁量に基づいて決定することができるかと解される。一方で、民事訴訟法には、裁判所に出頭した当事者等が出頭した裁判所において自らに交付する方法による送達をするよう求めることができる旨の規定はない。

上記の法律の趣旨等を踏まえれば、別紙記載1の文書は存在せず、福岡高等裁判所においてこれを作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載1の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載1の文書を保有していないと認められる。

2 別紙記載2及び3の各文書について

法令は、官報により公布されることによって広く周知が図られている上、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集等により容易に入手可能であることから、取扱要綱記第1にいう司法行政文書には該当しないというべきである（平成30年度（最情）答申第49号、同年度（情）答申第6号、第7号、第8号参照）。

そこで別紙記載2及び3の各文書について検討すると、民事訴訟法243条1項は、裁判所は訴訟が裁判をするのに熟したときに終局判決をする旨を、同法261条2項は、訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出するなど一定の訴訟行為をした後には、相手方の同意がなければその効力を生じ

ない旨をそれぞれ規定している。これらの規定に照らせば、別紙記載 2 及び 3 の各文書としては、民事訴訟法が考えられ、これは取扱要綱記第 1 にいう司法行政文書には該当しない。

したがって、別紙記載 2 及び 3 の各文書は、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

3 別紙記載 4 の文書について

裁判所法 8 2 条は、「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。」と規定しているが、ほかに当該不服に関する規定はなく、同条は裁判所に不服の申立てに対する応答義務を課しているものとは解されない。このような解釈に基づき、裁判所法 8 2 条に係る事務が遂行されていることを踏まえれば、別紙記載 4 の文書は福岡高等裁判所において作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載 4 の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載 4 の文書を保有していないと認められる。

4 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、福岡高等裁判所において別紙記載 1 及び 4 の各文書を保有していないと認められ、また、別紙記載 2 及び 3 の各文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 裁判所での決定謄本の受取を拒絶する根拠
- 2 民事訴訟において本人が現時点での判決を望んでいないにもかかわらず、裁判官が判決を行うことができる根拠
- 3 民事訴訟において本人が訴えの提起を取り下げたにもかかわらず、裁判官が判決を行うことができる根拠
- 4 裁判所法 82 条における不服申出において裁判所が書面による決定などの対応をしなくてもよい法的根拠